

七

別紙衆議院議長奏上ノ夏時刻法	木村國務大臣	内閣總理大臣	内閣官房長官	内閣官房副長官	内閣總理大臣官房総務課長	總理府事務官
廣川國務大臣	池田國務大臣	大橋國務大臣	野田國務大臣	大橋國務大臣	周東國務大臣	周東國務大臣
天野國務大臣	佐藤國務大臣	大橋國務大臣	大橋國務大臣	大橋國務大臣	大橋國務大臣	大橋國務大臣
吉武國務大臣	岡野國務大臣	大橋國務大臣	大橋國務大臣	大橋國務大臣	大橋國務大臣	大橋國務大臣
五	五	五	五	五	五	五

閣印第 八〇号

案起 昭和十七年四月八日

決議 昭和十七年四月八日

上奏 昭和十七年四月八日

昭和十七年四月八日

公布 昭和十七年四月九日

昭和十七年四月九日

内閣

閣

廃止する法律公布の件は、奏上あり公  
布と奏請することにいたしたい。

夏時刻法を廃止する法律をここに公  
布する。

御名御璽

昭和二十一年四月十一日

内閣總理大臣

法律案ハナ四号

（奏上りとあり。）

内閣總理大臣

法務總裁

各省大臣

經濟安定本部總裁

夏時刻法を廃止する法律の公布を  
奏上する件了承いたしました。

昭和二十七年四月七日

法務 総裁

この法律公布の際の署名大臣は、次の通りとすること。

内閣總理大臣

法務總裁

各省大臣

經濟安定本部總裁

閑甲八〇

国会は夏時刻法を廃止する法律の公布を奏上いたします。  
昭和二十七年四月四日  
衆議院議長 林讓治

法務省  
昭和二七年四月五日  
第一九号

法務省

衆議院事務総長 大池 真

夏時刻法を廃止する法律

夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）は、廃止する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。